

国際法上の国家財産に対する 強制執行からの免除

松 井 章 浩

はじめに

第1章 強制執行からの免除に関する国際法の射程

第1節 国際法上の強制執行からの免除をめぐる議論の展開

第2節 強制執行からの免除に関する国際法と国内法の区別

第2章 強制執行から免除される財産の使用目的

第1節 使用目的による免除決定における「目的」の確定

第2節 使用目的による免除決定における「使用」の時間的範囲

第3章 強制執行から免除される財産の明確化と国際法の限界

第1節 使用目的による免除決定から生じる不都合

第2節 法典化における財産の性質による使用目的特定の意義

おわりに

はじめに

国際法上、国家および国家財産は他国の管轄権から免除されるという。いわゆる「主権免除 (sovereign immunity)」である。この主権免除については、従来、国家は他国の裁判所で被告にはならないという「裁判権免除 (immunity from jurisdiction)」の制限可能性が議論の中心であった。国家が自発的に裁判権免除を放棄する場合か、法廷地国である他国に所在する不動産に関する訴訟である場合等、極めて限られた例外を除き、国家には裁判権免除を認めるという「絶対免除主義」が伝統的な見解であった。他方で、国家が私人と同じ立場で経済的な活動にも従事する以上、訴訟を提起する私人の権利を著しく損なわないようにする必要があり、国

家の行為を主権的（*jure imperii*）行為と職務的（*jure gestionis*）行為に区別し、主権的行為から生じた訴訟についてのみ裁判権免除を与えるという「制限免除主義」が主張されたのである¹⁾。

慣習国際法上の裁判権免除が絶対免除主義から制限免除主義へ転換したという理解は必ずしも正確ではないが²⁾、いずれにせよ現在では制限免除主義が広く支持されており³⁾、国家が他国の裁判所において裁判権免除を否定されることもめずらしくない。しかしながら、主権的行為から生じた訴訟ではないとして裁判権免除を認められなかった国家が他国の裁判権に服したとしても、再び主権免除の壁が立ちはだかる。国家財産は他国による強制執行⁴⁾の対象にはならないと考えられているからである。「強制執行からの免除（immunity from execution）」である。制限免除主義のもとで被告である国家に対して裁判権が行使され私人が勝訴したとしても、敗訴した国家に強制執行からの免除が広範に認められるならば、私人は被告国が判決を自発的に履行することを期待するほか術はなく、私人の権利を保護するという制限免除主義の存在理由は損なわれることになる⁵⁾。強制執行からの免除は「主権免除の最後の要塞」なのである⁶⁾。

クロフォード（James Crawford）が指摘するように、国家財産に対する強制執行をすべて禁止する国際法は存在しない⁷⁾。問題は、国際法上、どのような場合に国家財産に対する強制執行が可能なのか、あるいは、禁止されるのかということなのである。ジェニングスとワッツ（Sir Robert Jennings and Sir Arthur Watts）は、原則として国家財産には強制執行からの免除を認めるが、「国家の公目的で使用されておらず、かつ、訴訟手続が職務的行為に関係している」財産には強制執行が可能であるとする⁸⁾。他方、「公目的」で使用される財産には強制執行が不可能であるが、「商業目的」で使用される財産には強制執行が可能であるという見解⁹⁾や、「国家の主権的権能の行使と直接関係ある」財産に対する強制執行は不可能であるという見解も存在する¹⁰⁾。つまり、免除を決定する法廷地国の裁量を国際法がどのように規制しているかということは必ずしも明確ではないの

である。

もちろん、個別の事例について強制執行からの免除を決定するのが国内裁判所である以上、具体的な免除決定を規制することは法廷地国の国際民事訴訟法に大きく委ねられる。それゆえ、国際法を問うにせよ、法廷地国は絶対免除主義を採用する必要がないという程度のことしか導き出せないかもしれない¹¹⁾。それでは、国際法は国家財産に対する強制執行からの免除について法廷地国の裁量をどのように規制しているのであろうか。これが本稿の問題意識である。

第1章 強制執行からの免除に関する国際法の射程

第1節 国際法上の強制執行からの免除をめぐる議論の展開

従来、強制執行からの免除については、裁判権免除との関係をめぐり二つの学説が主張されてきた。「一体説」と「分離説」である¹²⁾。「一体説」では、一旦、裁判権免除が否定されたならば、強制執行からの免除も否定される。これは、裁判権が行使できる以上、敗訴した判決債務者が自発的に判決を履行しなければ、強制執行にまで至るのが当然の帰結であるという理解に基づいている。「一体説」を唱えるものとして、ローターパクト(Hersch Lauterpacht)がある。ローターパクトによれば、法廷地国の裁判所が裁判権を行使して判決を下した以上、自国領域内に存在する財産に対しては、外国国家が所有する財産であっても強制執行は可能である¹³⁾。こうした主張はスイスの国内判例によって裏付けられる。スイスの終審である連邦裁判所はジュネーブのいくつかの銀行に預けられていたギリシャ名義の銀行預金に対する強制執行が求められた事件の1956年判決において、裁判権が行使されたにもかかわらず、強制執行からの免除が認められれば、「判決はその最も重要な属性、すなわち、判決が下された当事者の意思に反してでも判決は執行されるという属性を欠くことになる」と述べている¹⁴⁾。以後、連邦裁判所はこの見解を維持している¹⁵⁾。

他方、「分離説」では、強制執行からの免除は裁判権免除から区別される。例えば、米国では1952年の「テート・レター」により制限免除主義に転換したといわれるが、この文書が強制執行からの免除には触れていなかったため、制限されるのは裁判権免除のみであり、強制執行からの免除は制限されないと解釈されていた¹⁶⁾。強制執行からの免除が制限されることを認めるにせよ、裁判権免除の決定基準をそのまま適用できるわけではない。強制執行の場合は物理的な強制力を伴うからである¹⁷⁾。裁判権免除と強制執行からの免除が密接に結びついているとしても、「裁判権免除の抗弁を拒否したことから、法廷地国の裁判所が被告国所有の財産に対する強制執行を許可すれば、外国国家は過敏に反応することになる」として、「分離説」は裁判権免除と強制執行からの免除を区別するのである¹⁸⁾。

それゆえ、「一体説」と「分離説」とでは裁判権免除の放棄の効果が異なる。「分離説」では、裁判権免除を放棄したからといって、強制執行からの免除まで放棄したことにはならない。例えば、国連国際法委員会（以下、ILC と略記）の法典化作業¹⁹⁾で第一読の特別報告者であったスチャリトクル（Sompong Sucharitkul）は当初から裁判権免除の放棄と強制執行からの免除の放棄を区別していた²⁰⁾。この区別は、ILC が1991年に採択した「国及び国家財産の管轄権免除に関する条文草案」第二読草案（以下、「ILC 第二読草案」と略記）²¹⁾にも反映された。同草案第18条2項は、「第7条における裁判権行使に対する同意は、本条1項における強制執行に対する同意を意味しない」と規定し、「強制執行については、別個の同意を必要とする」としている。一方、「一体説」では、裁判権免除を放棄して法廷地国の裁判権に自発的に服したならば、判決後の強制執行は裁判権行使の当然の帰結であるので、強制執行からの免除も放棄したと理解される。

ところが、「一体説」をとるにせよ、裁判権免除が否定されれば、あらゆる国家財産に対する強制執行が可能になるというわけではない。「一体説」を採用するスイスの連邦裁判所は、独自の法人格をもつスペイン移民協会がベルンに設立したスイス在住スペイン人向け教育文化施設に対する

保全処分が求められた1986年判決で、「紛争の性質に関わりなく、主権の権限を行使する外交任務あるいは外国国家の他の任務に割り当てられるものは強制執行から免除される」と判示した²²⁾。同裁判所はまた、X国のジュネーブ国連代表部による賃料未払いをめぐるスイスの銀行に預けられていたX国名義の銀行預金に対する強制執行が求められた1990年判決でも、「外国国家の外交使節団の資金調達のために割り当てられている資産は強制執行から免除される」とした²³⁾。裁判権免除が否定されても、強制執行から免除される余地は残るのである。ローターパクトも、「外交財産および軍艦、軍艦に類似する船舶」に対しては強制執行が禁止されるとしていた²⁴⁾。

従って、「一体説」でも「分離説」でも、裁判権免除とは別に、国家財産に対する強制執行が可能かどうかということを決定するのである²⁵⁾。両者の相違はむしろ、「一体説」では国家財産に対する強制執行が可能であることを原則としたうえで、強制執行が不可能な財産を議論するのに対して、「分離説」では、国家財産には原則として強制執行からの免除を認めたとうえで、強制執行からの免除の制限可能性を議論することにある。この相違ゆえに裁判権免除の放棄の効果も異なってくるが、裁判権免除とは別に強制執行からの免除が決定されることには違いがないのである。

それでは、強制執行からの免除はどのように決定されるのであろうか。ジェニングスとワッツは、原則として国家財産に強制執行からの免除を認めたとうえで、「国家の公目的で使用されておらず、かつ、訴訟手続が職務的行為に関係している」財産には強制執行が可能であるとしていた²⁶⁾。また、ILC 第二読草案第18条は「国家財産に対するいかなる強制的な措置もとることができない」とするが、「専ら政府の非商業目的以外で国により使用されている財産または使用される予定がある財産」には免除を否定する(第18条1項(c))。各国の主権免除法でも、執行対象財産が国家財産であれば、原則として免除を認めたとうえで、財産の「使用目的」により免除を制限する。米国の「外国主権免除法(Foreign Sovereign Immunity

Act)』は、国家財産が強制執行から免除されることを規定し（第1609条）、
「合衆国内における商業活動のために使用される財産」には免除を否定する（第1610条 a 項(2)）。英国の「国家免除法（State Immunity Act）」は、
国家財産が強制執行の対象とはならないことを原則としたうえで（第13条
2 項(b)）、「現時点において商業目的で使用されている財産または商業目的
で使用される予定の財産」には免除を否定する（第13条 4 項）。確かに、
強制執行が開始される時点での使用目的だけでなく、将来的に予定されて
いる使用目的も考慮されるか否かについては検討の余地が残るが、第一に、
執行対象財産が国家財産であるかどうかということを検討し、第二に、執
行対象財産の使用目的を考慮して強制執行からの免除が決定されるのであ
る。

一方、ローターパクトは「外交財産および軍艦、軍艦に類似する船舶」
に対しては強制執行ができないとしていた。スイスの判例では、「主権的
権限を行使する外国国家の任務に割り当てられる」財産は強制執行から免
除されると考えられていた。これは、強制執行からの免除が決定される時
点で執行対象財産がどのような目的で使用されているかということよりも、
将来的に予定されている使用目的、あるいは、執行対象財産の性質により
使用目的が限定されることに着目しているように思われる。例えば、軍艦
は製造時から使用目的が限定され、後に装備を変更することは困難であり、
商業目的で利用されることはほとんど想定できない。軍艦という財産その
ものの性質により使用目的が限定されるのである。また、スイスの判例に
いう「主権的権限を行使する外国国家の任務に割り当てられる」財産に免
除を認めるという論理は、強制執行開始時点の使用目的だけでなく、将来
的に予定されている使用目的を考慮することを排除しないし、軍艦のよう
に使用目的が限定されている財産にも免除が認められると考えることもで
きる。それゆえ、米国法のように将来的に予定されている使用目的を考慮
しない場合とは異なる免除決定も想定できるが、いずれにせよ、執行対象
財産が国家財産であるかどうかということ、あるいは、執行対象財産の使

用目的を考慮して強制執行からの免除が決定されるのであるという理解が一般的なのである。

しかしながら、国際法が法廷地国をどのように規制するかということをも明らかにするうえで、執行対象財産が国家財産かどうかということは決定的ではない。というのは、通常、国家財産とは国家が「所有」する財産を指すと思われるが、強制執行からの免除の文脈でいう「国家財産」はそれほど狭義ではないからである。例えば、1938年のクリスティーナ号事件英国貴族院判決においてアトキン卿(Lord Atkin)は、「裁判所は自らの手続により、外国主権者の財産及び外国主権者が占有もしくは管理している財産を差し押さえない」ことが国際法であるとしていた²⁷⁾。サンカートン卿(Lord Thankerton)も、「公的使用のための事実上の占有も含めて、公的に使用される外国主権国家の財産の免除」に同意していた²⁸⁾。この事件が船舶に対する「対物訴訟」であったことを考えると即断はできないが、国家が「占有」や「管理」している財産についても免除が認められるという理解が存在していたことを示している。米国法にいう“the property in the United States of a foreign state”や英国法にいう“the property of a State”も第一義的には国家が「所有」する財産を指すのかもしれないが、英国法の立法過程でも米国法の立法過程でも、特に「所有」に限定するという意図は示されてなかった。

また、ILCの審議過程でスチャリトクルは、後に国家財産等承継条約となる条文草案における国家財産の定義を参照して、強制執行からの免除に関する条文にいう国家財産とは「国家が所有する財産、権利、及び利益である」としていた²⁹⁾。しかし、その後、「国家承継の文脈における国家財産の定義は、国家及びその財産の免除の文脈における定義と完全に同じわけではない」と修正した。これは、執行対象財産を国家が所有しているかどうかということよりも、「財産が国家の占有及び管理(control)のもとにあるかどうか」ということを重視したからである³⁰⁾。例えば、国家が私人所有の船舶や航空機をチャーターしている場合も射程に含めようとした

のである。この理解を反映して、第一読終了時には「占有及び管理」も含まれることが明示された³¹⁾。確かに、第二読の特別報告者であった小木曾本雄は“property of a foreign state”とのみ記述することを提案した³²⁾。これは第一次草案が「国家が利益を有する財産」も国家財産に含めようとしたことに対して各国政府の反対が強かったためである。というのも、国家が執行対象財産について利益を有していたというだけで第三者が所有する財産に免除を与えると、私人が所有する財産についても広範に免除が付与されうることになり、不合理であると考えられたからである³³⁾。つまり、国家財産を国家が「所有」する財産だけに限定すべきであるという批判ではない。従って、国家が単に利益を有しているだけの財産は国家財産ではないかもしれないが、国家が「所有」していないまでも「管理」している財産に強制執行からの免除を認めることが排除されたわけではないのである。

さらに、国家自身が所有または占有、管理する財産だけが「国家財産」とされるわけでもない。政府の下部機関、あるいは国家企業のような国家と別の法人格を有する機関も含んでいる。ILC 第二読草案は第2条にいう「国家」に含まれるものとして、国家および政府機関だけでなく、「連邦国家の構成単位」、地方自治体等の「国家の主権的権限を行使して行為を遂行する資格のある行政単位（political subdivision）」、「国家の主権的権限を行使して行為を遂行する資格のある国家の下部機関（agency）あるいは外部機関（instrumentality）その他の実体（entity）」を挙げる。その後、第六委員会のもとに設置された「管轄権免除作業部会」が2002年に提案した条文草案では、「連邦国家の構成単位」と「行政単位」が一つの条項におかれ、ともに、国家の主権的権限を行使して行為を遂行する資格のある場合にのみ「国家」とみなされることになった³⁴⁾。

国家自身に適用される強制執行からの免除の規則を国家自身ではない主体にも適用することは、英国法第14条にもみられる。英国法にいう「国家」には「政府の行政組織（department）」が含まれる（1項）だけでな

く、国家とは独立した訴訟能力を有している「独立実体 (separate entity)」であっても、「主権的権限を行使して遂行する活動」に関する訴訟の場合には、強制執行からの免除に関する規定にいう「国家」を「独立実体」に読みかえることが規定されている(2項および3項)。シンガポールの「国家免除法」第16条3項³⁵⁾、南アフリカの「外国主権免除法」第15条2項³⁶⁾、パキスタンの「国家免除命令」第15条³⁷⁾、カナダの「国家免除法」第2条³⁸⁾、オーストラリアの「外国国家免除法」第35条2項³⁹⁾も英国法と同様の規定をおく。米国法第1610条b項は英国法と若干異なるが、米国内で商業活動に従事している機関の財産は、裁判権免除が否定された請求に関する判決の強制執行から免除されないと規定する。こうした規定は、政府の下部機関や国家企業が海外で活動する時、商業活動を行っている場合がほとんどであるという認識に由来している。例えば、オーストラリア法の立法過程では、商業活動を行う機関には裁判権免除が認められないであろうし、そうした機関が商業活動で使用しない財産を所有していることはない可能性が高いので、強制執行からの免除も与える必要はないという理解が存在していた⁴⁰⁾。米国法も商業活動に従事している機関の財産は商業活動に使用されることを前提にしていた⁴¹⁾。つまり、執行対象財産を所有または占有、管理する主体の種類により、執行対象財産の「使用目的」を推定しているだけなのである⁴²⁾。

従って、国家が所有する財産に限らず、占有あるいは管理する財産であれば、国家財産とみなされる。執行対象財産を所有、または占有、管理しているのが国家自身に限定されるわけでもない。執行対象財産が国家財産ではないという理由のみで免除が否定される局面はほとんど想定できない。国家財産の定義をめぐる実行が示しているのはむしろ、財産の「使用目的」こそが免除決定にとって不可欠であるということなのである。

そもそも、国家財産には原則として免除が認められるということが国際法として確立しているかといえ、相当疑わしい。確かに、「国家財産」は国際法上、強制執行から免除されるという主張は決して古いものではな

く、ILC で法典化作業が行われていた時期でも社会主義国や途上国を中心に根強かった⁴³⁾。「国家財産が保全処分や強制執行といった措置から絶対的かつ無制限な免除を享有するということは今日まで国際法の原則であった」という ILC の審議過程でのウシャコフ（Ushakov）の言葉が典型的である⁴⁴⁾。こうした主張は、国家主権の属性であること⁴⁵⁾、あるいは、国家平等原則の帰結である *par in parem non habet imperium*（「対等なるものは対等なるものに対して支配権をもたず」）の法理⁴⁶⁾を根拠にしている⁴⁷⁾。

ところが、執行対象財産が国家財産であれば強制執行から免除されるという理解が、主権免除の慣行を形成した事例から必ずしも導き出されるわけではない。強制執行からの免除の問題を直接扱った事例ではないが、1812年のエクスチェンジ号事件米国連邦最高裁判所判決が参考になる。米国民であるマクファドンらが所有していたエクスチェンジ号はフランス皇帝ナポレオンの指揮下にある者により公海上で拿捕され、フランス海軍に編入されていた。翌年、軍艦として従事していた同船が海難事故による破損の修理のためにフィラデルフィア港に入港したところ、マクファドンらが同船の所有権を主張して、対物訴訟（*action in rem*）を提起したのである。この事件は対物訴訟であり、判決後の強制執行が問われたわけではない。しかし、対物訴訟という英米法独特の訴訟形態ゆえに、国家財産に対して管轄権を行使することが可能かどうかということが問われた。国家財産に対して管轄権を行使することはその財産を所有する国家に対する強制になると考えられたからである。その限りでは、国家財産に対する判決の強制執行と類似している。判決のなかでマーシャル長官は、自国領域内において排他的な領域管轄権があることが原則であると述べた後、領域管轄権の一部が黙示的に放棄されるものとして、外国の主権者や公使、あるいは領域通過を認められた軍隊を挙げた。そして、軍艦は「国の軍勢力の一部を構成し、主権者の直接の指揮の下に行動し」ており、「国家的目的のために主権者に使用される」ので、領域国の管轄権から免除されるとしたのである⁴⁸⁾。つまり、この判決では、国家財産に対して管轄権を行使す

ることが常に国家そのものに対する強制になるとは考えられていない。あくまでも、法廷地国の領域管轄権は排他的であることを前提に、財産がどのように使用されるかということに着目して、管轄権行使の可否が判断されたのである⁴⁹⁾。

さらに、1880年のパルルマンベルジュ号事件英国控訴院判決がある。パルルマンベルジュ号はベルギーと英国の間を運航する郵便船であるが、両国の条約により軍艦と同じ扱いを受けることが定められていた。同船は、郵便業務のほかに、一般乗客の輸送にも従事していたところ、衝突事故を起こし、相手方の英国国民が損害賠償を求めて、同船に対する対物訴訟を提起した。それゆえ、この事件も直接、強制執行からの免除が問われたものではない。さらに、この事件で管轄権が行使されなかったのは、「国家の平等を認める国際礼讓」により、英国自身の公有財産の管轄権からの免除が「他のすべての国家の類似の財産にも与えられなければならない」からである⁵⁰⁾。ただ、控訴院は、「各々の主権国家は他の国家の主権者または大使の身体に対して、もしくは公目的に使用される国家の財産に対して、裁判所を通じてその領域管轄権を行使することを差し控える」とした。ここでも郵便船が国家財産であるかどうかということは決定的ではない。

もっとも、以上の事例は強制執行からの免除の事例というよりも、裁判権免除の事例とみるのが一般的かもしれない。しかし、対物訴訟の前提となる裁判権取得のための差押からの免除が、後に強制執行からの免除の問題として英米法系諸国で処理されたことから窺えるように、国家財産に対して提起される対物訴訟の事例で財産の使用目的が公目的であることを根拠に免除が決定されたことは、強制執行からの免除の決定基準として執行対象財産の「使用目的」が重要な要素であることを示唆している。また、国家責任に関する事例ではあるが、1925年のザフィロ号事件仲裁判決では、ザフィロ号の水夫が家財を略奪および破壊したことについて国家責任を問われた米国が自国の国家責任を否定するために、政府船舶の主権免除に関する判例を援用した。政府船舶とは国家が所有している船舶のみを指し、

ザフィロ号のように英国の商船として登録されている船舶は政府船舶ではないので、米国に責任はないという主張である⁵¹⁾。もちろんこの判決も強制執行からの免除とは直接関係ないが、米国の主張を退ける際に米国のベサロ号事件⁵²⁾を参照しながら、財産の免除を決定する基準は「当該船舶の所有者ではなく、当該船舶が従事する任務の性格および当該船舶が使用されている目的である」として、「使用目的」による免除決定を確認している⁵³⁾。

こうしてみると、国家財産に対する強制執行からの免除について国際法が法廷地国の裁量をどのように規制しているかということを明確にするためには、執行対象財産の「使用目的」に焦点を絞ることが必要であるという示唆が得られるのである。

第2節 強制執行からの免除に関する国際法と国内法の区別

国際法が国家財産に対する強制執行からの免除に関して法廷地国の裁量を規制する基準は、執行対象財産の所有者ではなくその使用目的であるという仮定に立つとしても、国内法や国内判例は使用目的以外の基準を採用して、国家財産の強制執行からの免除を広く認める傾向がある。

第一に、執行対象財産が本案における請求原因と関連しているかどうかを考慮しなければならないという見解がある。例えば、米国法1610条 a 項(2)によれば、国家財産に対する強制執行が可能なのは、執行対象財産が「商業活動に使用される財産、または商業活動に使用されていた財産」であり、かつ、その商業活動は「判決に基づいている請求と関連している」場合である⁵⁴⁾。米国法以外の国内法にはこうした規定は見られないが、ILC 第二読草案第18条 1 項(c)は、まず、執行対象財産が国家財産であれば強制執行からの免除を認めたとうえで、「政府の非商業目的以外の目的で専ら使用し又は使用することが予定されている」財産が、「訴訟手続の対象である請求と関係がある」か、あるいは、「訴訟手続を提起された国の機関又は外部機関と関係がある」場合にのみ免除を否定していた⁵⁵⁾。

しかしながら、執行対象財産が本案における請求原因と関連している場合にしか強制執行できないということは法廷地国に国際法上要求されているのであろうか。というのも、この要件については ILC の審議過程でも根強い反対意見があったからである。本案における請求原因と関連する財産にのみ免除を否定するとなると、国家財産に対する強制執行がほとんど不可能になるという懸念が存在していた⁵⁶⁾。例えば、ある銀行が外国国家に融資していた資金の返済を求める場合、請求と関連性がある財産を特定して強制執行を求めるのは難しい。融資した資金が他の資金とともに銀行預金として預けられてしまえば、訴訟と関連している資金の一部を特定することなどできないからである。さらに、本案における請求原因を考慮することを支持する国家実行も極めて少ない。米国法の後に制定された各国の主権免除法のいずれにも本案の請求原因と関連しているかどうかという要件は盛り込まれていない。そもそも、米国法の立法過程でも本案の請求原因を考慮することが国際法上の規則と考えられていたわけではない⁵⁷⁾。というのも、米国の務長官及び司法長官が上院議長に送付した書簡によれば、訴訟で主張された請求が関連している商業活動とは別の商業活動に使用される財産を執行対象財産にすることができないのは、米国企業が他国で同様の扱いを受けないようにするためであると説明されているからである⁵⁸⁾。もちろん、相互主義を念頭においた国内法上の法政策としては一定の意義があるにせよ⁵⁹⁾、訴訟で主張された請求と関連性がない財産に対する強制執行が禁じられているという国際法を見いだすことはできない。従って、執行対象財産が本案における請求原因と関連していなければ、強制執行してはならないということが国際法上要求されているわけではないのである⁶⁰⁾。

第二に、判決前の保全処分は判決後の強制執行と区別して免除決定しなければならぬという見解がある⁶¹⁾。一つは、判決後の強制執行よりも判決前の保全処分に消極的な見解である。すなわち、判決後の強制執行は裁判権免除の抗弁といった防御の機会を保障されたうえで行われるので、た

とえ強制執行に服することになってもやむを得ないとしても、保全処分は請求が確定する前に行われるので、濫用される危険性があり、外交上の摩擦にもつながるといえるものである⁶²⁾。他方で、判決後の強制執行よりも保全処分を行うことに肯定的な見解もある。すなわち、保全処分は財産の処分権に対する一時的な強制になるにせよ、判決後の強制執行のような最終的な処分ではないので許容できるというものである⁶³⁾。

各国の主権免除法をみると、判決後の強制執行と判決前の保全処分を区別することは決してめづらしくない。米国法第1610条 d 項(1)によれば、国家が免除を明示に放棄しているのでなければ、保全処分を行うことはできない。黙示の放棄がある場合でも、また、執行対象財産が「請求の基礎となる商業活動に使用される財産、または使用されていた財産」である場合でも保全処分は認められない。英国法第13条 2 項(a)も、書面により事前に放棄されなければ、保全処分を認めない⁶⁴⁾。いずれも保全処分には判決後の強制執行よりも慎重である。シンガポール法第15条 2 項(a)、パキスタン法第14条 2 項(a)⁶⁵⁾、南アフリカ法第14条 1 項(a)、カナダ法第10条 1 項⁶⁶⁾も同様である。他方、ILC 第二読草案は強制執行と保全処分を区別せず、「強制的な措置 (measures of constraint)」という用語を使っている。この「強制的な措置」には、判決後の強制執行、差押、アレスト、判決前の保全的な措置すべてが含まれる⁶⁷⁾。これは、判決後の強制執行や判決前の保全処分については各国の国内法ごとに名称も内容も当然異なるので、すべてを包含する用語を使用する必要があったからである。しかし、国連総会第六委員会での作業のために1999年に組織された ILC 作業部会では、判決後の強制執行と判決前の保全処分との区別が提案された⁶⁸⁾。ILC 作業部会後の第六委員会の作業でも強制執行と保全処分の区別が論点の一つであり⁶⁹⁾、第六委員会に設置された「管轄権免除作業部会」が2003年に提案した条文草案も両者を区別している⁷⁰⁾。

しかしながら、判決後の強制執行と判決前の保全処分を区別することが国際法であると理解されて、こうした規定が挿入されたと考えることには

疑問がある。米国法の立法過程によれば、米国法が判決前に財産を差し押さえること禁止しようとしたのは、対物訴訟を提起するために行われる「裁判権取得のための差押（attachment *ad fundandam jurisdictionem*）」を廃止しようとしたことに大きく関係している。この制度は英米法系諸国にみられるものであるが、過去に「裁判権取得のための差押」が外国国家との外交上の摩擦を生じさせたので、以後それを回避しようとしたのである⁷¹⁾。また、英国法の立法過程でも、判決前の保全処分の場合には厳格な要件を課すことが国際法上求められていると考えられていたわけではない。英国法制定に関する貴族院の審議においてウィルバーフォース卿（Lord Wilberforce）は、英国の裁判所が他国の財産に対しても保全処分を命ずることができるように変更すべきであるという修正提案をした。これは、「商業目的に使用されている国家財産に対して保全処分を可能にすること」を目的としていた⁷²⁾。この修正提案は下院で支持を受けたが⁷³⁾、マクラスキー卿（Lord McCluskey）から「法廷侮辱を理由とした処分を強制することも可能になるので、外国国家に対する保全処分は適切ではない」との反対意見を受けた⁷⁴⁾。そこで、ウィルバーフォース卿は「英国が外交上の問題に巻き込まれるべきではない」として、修正提案を取り下げたのである⁷⁵⁾。つまり、国際法上の理由から、保全処分について厳格な規定がおかれたわけではない。そもそも、英国では、「国家免除法」制定の前年に、控訴院がナイジェリア中央銀行名義の銀行預金に対して保全処分的一种である「マレヴァ型差止命令（Mareva injunction）」⁷⁶⁾を命じることができるとしていた⁷⁷⁾。この控訴院判決を覆すことも理由の一つであった⁷⁸⁾。

英米以外の国では、強制執行と保全処分を区別するという実行を見いだすことはできない。英国の「マレヴァ型差止命令」のように、財産を法廷地国領域外に持ち出すことを一時的に禁止する保全処分の場合、国家という人格に対して不作為を強制していると捉えることも可能であるが⁷⁹⁾、国家財産に対する強制執行からの免除の一類型として扱われているのである。ドイツのフランクフルト地方裁判所は、ナイジェリア中央銀行名義の銀行

預金に対する保全処分が求められた1975年判決で、裁判権の行使が許されるならば、外国国家の財産に対する強制執行だけではなく保全処分も認められるとした⁸⁰⁾。この事件の後、連邦憲法裁判所はフィリピン大使館の銀行預金に対する強制執行が求められた1997年のフィリピン大使館事件決定において、判決前の保全処分と判決後の強制執行を区別することなく、そうした強制的な措置が外国国家の主権的権限の行使に影響があるかどうかということ判断した⁸¹⁾。連邦憲法裁判所は、イラン国営石油会社名義の銀行預金に対する保全処分を認める際にも、強制執行と保全処分を区別しなかった⁸²⁾。また、スイス連邦裁判所は、教育文化施設に対する保全処分が求められた前述の1986年判決で保全処分を強制執行から区別することなく、「紛争の性質に拘わらず、主権的権限を行使して、外交任務あるいは外国国家の他の任務に当てられる財産には、強制執行からの免除が及ぶ」と述べている⁸³⁾。さらに、各国の主権免除法のなかでもオーストラリア法は強制執行と保全処分を区別しておらず、執行対象財産が「商業財産」であれば保全処分も可能である⁸⁴⁾。従って、判決前の保全処分と判決後の強制執行を区別して免除決定することはあくまでも国内法上の法政策である。両者を区別することが国連総会第六委員会の「管轄権免除作業部会」が2003年に作成した条文草案により採用されたとはいえ、それは新たな国際法規則の形成であり、慣習国際法上要求されているわけではない⁸⁵⁾。

第三に、国家財産に対して強制執行を行うには最終的に行政による許可が必要であるという見解がある⁸⁶⁾。すなわち、強制執行により生ずる外交上の摩擦を回避するために、執行を停止する権限を外務大臣あるいは法務大臣などの行政の機関に与えようというものである⁸⁷⁾。ローターパクトも判決債権者たる私人を何らかの形で保護する規定が必要であることを留保したうえで、この見解について議論する必要性を認めていた⁸⁸⁾、これは立法論である。確かに、イタリアには、法務大臣の許可がない限り、他国の国家財産に対するあらゆる強制執行は禁止されるとする国内法が存在する⁸⁹⁾。しかしながら、1992年、ナイジェリアの国営企業が所有する船

船に対する保全処分をイタリアの司法大臣が国内法に基づいて停止したことについてイタリア憲法裁判所は、「国際法上、強制執行から免除される主権的機能あるいは公目的のための財産」ではない財産に対する強制執行を法務大臣が停止することはイタリア憲法に違反すると判示した⁹⁰⁾。もちろん、行政府の裁量による免除決定が国際法に反するというものではないにせよ、行政府の許可がなければ強制執行してはならないということが国際法上要求されているわけではなく、財産の使用目的による免除決定が国際法上要求されていると考えられるのである。

以上のことからみれば、強制執行からの免除に関して法廷地国の裁量を規制する国際法規則は、執行対象財産の使用目的によってのみ決定されるということが示唆されている。すなわち、執行対象財産が国家財産であるかどうかいうことは免除決定にとって決定的な要素ではないのである。さらに、本案における請求原因と関連してない財産に強制執行してはならないという規則、および、判決後の強制執行と判決前の「保全処分」を区別しなければならないという規則、国家財産に対する強制執行には行政府が許可しなければならないという規則は、いずれも国際法上の規則として確立するには至っていない。ただし、法廷地国の国内法により新たな基準を付加することはあくまでも法廷地国の裁量の範囲内である。

第2章 強制執行から免除される財産の使用目的

第1節 使用目的による免除決定における「目的」の確定

法廷地国の裁量を規制する国際法としての強制執行からの免除は、執行対象財産の使用目的によってのみ決定される。それでは、法廷地国は国際法上、強制執行からの免除を認めなければならないのは、執行対象財産がどのような「目的」で使用されている場合であろうか。フォックス(Hazel Fox)は、国際法上、「公目的で使用される国家財産」は強制執行から免除されるとしているが⁹¹⁾、必ずしも「公目的で使用される国家財産」に限

定されているわけではない。

クリスティーナ号事件判決においてサンカートン卿は、「私的貿易に従事し、専ら公的に使用されるのではない主権者の財産」には免除を否定したように、専ら公目的か否かということを基準にしたが⁹²⁾、主権免除法を有さない諸国では「公目的」ではなく、「主権的」という基準が使われることが多い。例えば、フィリピン共和国が在西ドイツ大使館の事務所として使用していた施設の賃料と修理費用の未払いが生じたために、賃貸人がボンの銀行にあるフィリピン共和国名義の銀行預金に対して強制執行することを求めたフィリピン大使館事件西ドイツの連邦憲法裁判所1977年判決は、「当該外国国家の主権的目的のために使用される財産であれば強制執行は認められない」と判示した⁹³⁾。連邦憲法裁判所はこの判決では最終的には免除を認めたものの、ドイツの銀行に預けられていたイラン国営石油会社名義の銀行預金に対する保全処分が求められた1983年判決では、執行対象財産が当該外国国家の主権的目的のために使用される財産ではないとして免除を否定した⁹⁴⁾。すなわち、ドイツの判例では、主権的目的で使用されている財産には免除が認められている。

次に、スイスの連邦裁判所は1956年判決で、「いかなる商業取引とも関係ない政府的活動の遂行に使用される財産」には免除が認められることを示した⁹⁵⁾。その後、1960年判決ではエジプト名義の銀行預金が「外交任務その他の活動のために割り当てられた」ものではないとして免除を否定する⁹⁶⁾一方、イタリア国営鉄道がバーゼルに本社がある「欧州鉄道車両金融会社（Eurofima）」への出資と引き換えに得た株式に対する強制執行が求められた1966年判決では、執行対象財産が「イタリアが果たすべき公的任務の遂行のために割り当てられている」として免除を認めた⁹⁷⁾。従って、スイスの判例は同一の表現を採用してきたわけではないが、リビア中央銀行名義の銀行預金に対する強制執行が求められた1985年判決で、「外国国家および外国中央銀行の財産がすべて自動的に主権的任務の遂行に割り当てられるということとはできない」として、リビアの主権的任務の遂行に割

り当てられていると証明されなかった本件銀行預金には免除を否定した⁹⁸⁾。また、1986年判決が「紛争の性質に関わりなく、主権的権限を行使する外交任務あるいは外国国家の他の任務に割り当てられるものは強制執行から免除される」と判示し⁹⁹⁾、1990年判決が「主権的任務の遂行のために当てられる」財産に免除を認められないとした¹⁰⁰⁾ことからすると、近年におけるスイスの連邦裁判所は国家が外交任務といった主権的権限を行使して遂行する任務に使用される財産に対しては強制執行できないと解しているといえよう。加えて、ベルギーでも1995年の2つの判決で相次いで執行対象財産が「主権的活動のために割り当てられている」かどうかという基準により免除を判断した¹⁰¹⁾。また、アルジェリア名義の銀行預金に対する強制執行が求められたオーストリア最高裁判所1986年判決も「国家又はその外交使節団が公的な任務を遂行することを確保するために主権的目的で使用される財産」には免除が認められると判示した¹⁰²⁾。

他方、フォックスは、「商業目的で使用される国家財産」または「商業目的で使用される予定がある国家財産」は強制執行から免除されないとも述べていた¹⁰³⁾。ILCにおける法典化作業以前にスチャリトクルも同様の見解を示して、「貿易活動に関連する財産」に対する強制執行は可能であるが、「専ら貿易以外の目的で使用される財産」には強制執行からの免除を認めるのが国際法であるとしていた¹⁰⁴⁾。

政府船舶の裁判権免除をめぐる国家実行は主権免除規則の形成に大きく寄与したが¹⁰⁵⁾、こうした国家実行は強制執行からの免除についてもいくつか示唆を含んでいる。一つは、1926年の「国家船舶の免除についての若干の規則の統一に関するブリュッセル条約(以下、「ブリュッセル条約」と略記)」である。この条約の趣旨は、商業活動に使用される政府船舶を民間の商船と同じ立場におこうというものであった¹⁰⁶⁾。同条約第1条は、「国家が所有又は運航する海洋船舶、政府が所有する船荷、並びに政府が所有する船舶が運搬する船荷及び乗客は、船舶を所有又は運航し、船荷を所有する国家と同様に、そのような船舶の運航に関する請求又はそのよう

な船荷の運搬に関する請求について、私的に所有される船舶、船荷及び用具の場合に適用されるのと同じ責任に関する諸規則及び同一の諸義務に服する」としている。しかし、第3条によれば、軍艦のほか、「専ら政府的かつ非商業的」な役務に使用される船舶は第1条の規定から除外されるので、強制執行からも免除されることになる。つまり、まず、軍艦には免除を認めたとうえで、次に、他の船舶には使用目的が「政府的かつ非商業的」であれば免除を認めるのである。

この条約を批准した国はそれほど多くなく、発効することはなかったが、領海条約第20条3項をみると、民間の外国商船が「領海に停泊しているか又は内水を出て領海を通航している」場合には沿岸国が民事上の強制執行を行うことができると規定するが、この規則は「商業的目的のために運航する政府船舶」にも適用される（第21条）。一方、領海条約の諸規定により「非商業的目的のために運航される政府船舶」が享有する免除は害されないし（第22条2項）、軍艦はあらゆる管轄権行使から免除される（第23条）。この点は国連海洋法条約でも確認されている¹⁰⁷⁾。国連海洋法条約の諸規定により「軍艦及び非商業的目的のために運航するその他の政府船舶に与えられる免除」が影響を受けないのに対して（第32条）、「商業的目的のために運航する政府船舶」は商船と同じ地位におかれる。従って、軍艦には免除を認め、他の政府船舶も使用目的が「非商業的」である場合には免除されることが維持されているのである。

財産の使用目的が「非商業的」であれば免除を認めるという理解は政府船舶に限定されるわけではなく、国家財産に原則として免除を認める各国の主権免除法や国際法の法典化作業は概ね「商業目的で使用される財産」に免除を否定している。主権免除に関する唯一の多数国間条約である「ヨーロッパ国家免除条約」は、確かに敗訴国に自己執行義務を課するという他に類を見ない規定を有している。つまり、明示の同意がある場合を除き、締約国財産に対する強制執行を禁止する（第23条）が、締約国が裁判権免除を請求することができず、かつ判決が確定した場合には、当該締

約国は自らに対して下された判決を執行しなければならないのである(第20条1項)。これは、締約国のなかに絶対的な強制執行からの免除を認めている国があるという状況の下で個人の権利を保護するためにとられたアプローチである¹⁰⁸⁾。従って、この限りでは財産の「使用目的」は関係ない。ところが、ヨーロッパ国家免除条約は選択条項を有しており、選択条項を受諾した締約国間においては、「工業的あるいは商業的活動から生じた訴訟において、その国が敗訴した場合、そのような活動に専ら使用される当該国家の財産に対して強制執行を行うことができる」(第26条)と規定しているのである¹⁰⁹⁾。つまり、敗訴国の自己執行義務はヨーロッパ審議会締約国間の特殊な関係ゆえに成立したものであり、財産の「使用目的」による免除決定を排除したわけではないのである。また、米国法は「請求の基礎となる商業活動に使用される財産、または商業活動に使用されていた財産」には免除を認めない。英国法は原則的に強制執行からの免除を認めたとうえで、「商業目的で現在使用されている財産、または商業目的で使用する予定がある財産」には免除を認めない。他の英米法系諸国の主権免除法も同様である。こうした国家実行を反映して、ILC 第二読草案は、「政府の非商業目的以外の目的で専ら使用し又は使用することが予定されている」財産には免除を認める。また、万国国際法学会が1991年に採択した決議の第5条は、債権者である私人の請求を満たすために割り当てられた財産がない場合に限定しているが、「商業目的で使用される財産又は商業目的で使用される予定がある財産」は免除されないと規定する。

この点、フランスの判例は1984年まで強制執行からの免除が制限されることを明確な形で判示していたわけではなく、チェコスロバキア国立銀行名義の銀行預金に対する強制執行の可否が問われた1969年破棄院判決では預金されている資金が「公的」に使用されるかもしれないという単なる危険性だけで免除を与えることは正当化できないとし¹¹⁰⁾、ベトナムとベトナム外国貿易銀行名義の銀行預金に対する強制執行が求められた1971年判決では執行対象財産の「性質に注目することにより強制執行は検討される必

要がある」ことを示唆するに留まっていた¹¹¹⁾。しかし、イランがフランス会社に対して有している債権に対して保全処分が求められた1984年判決では執行対象財産が「経済的活動または商業的活動のために割り当てられている」場合には免除が否定されることを示した¹¹²⁾。その後の判決でもこの立場は維持されている¹¹³⁾。

こうしてみると、商業活動に関わる目的で使用される財産には免除が認められない一方で、外交任務のように国家による主権的な任務のために使用される財産には免除が認められることは明らかであるが、主権的と考えられる任務の範囲にはかなりの広がりがあることも確かである。これは、南アフリカ名義の銀行預金に対する強制執行が求められた事件でスペインの憲法裁判所の判決が「主権的な活動のために割り当てられた」財産に対する強制執行は禁止されているとしながら、具体的に免除が否定される財産については結局各国の国家実行が一致していないことを認めざるを得ないとしたことから窺える¹¹⁴⁾。

ただし、使用目的が「主権的」な財産に免除を認めるにせよ、あるいは、「非商業的」な財産に免除を認めるにせよ、いずれの場合にも免除が認められる財産が存在する。それは、外交目的で使用される財産である。もちろん、外交目的で使用される財産の免除は普通、「外交免除」として主権免除とは区別される。とりわけ、「使節団の公館、公館内にある用具類その他の財産および使節団の輸送手段は、搜索、徴発、差押または強制執行を免除される」とする外交関係条約第22条3項、および、「使節団の公館と同様の不可侵および保護を享有する」としている外交関係条約第30条は慣習国際法としても十分確立していると考えられているが、「外交使節団の公館および公館内にある用具類」以外の財産で外交任務や領事任務のために使用される財産がある。そうした財産の強制執行から免除については外交免除ではなく主権免除の問題なのである¹¹⁵⁾。実際、教育文化施設に対する保全処分が求められた1986年のスイス判決では、外交関係条約にいう「外交使節団の公館および公館内にある用具類」以外の財産でありなが

ら、外交任務あるいは領事任務のために使用される財産として強制執行からの免除が認められた。裁判所は、国際法上の規則として「紛争の性質に拘わらず、外国国家がスイス国内に所有する資産で、主権的権限を行使して、外交任務あるいは外国国家の他の任務に当てられるものは強制執行から免除される」としたうえで、「文化的、教育的、社会的活動のための施設の運営は狭義の主権的権限の行使には直接関係ない」としても、派遣国の国民の利益の保護は「典型的な領事機能」であり、「外国労働者のために社会的枠組みや文化的枠組みを提供すること」は領事機能の概念に含まれるので、「純粋な経済活動とみなすことはできない」として強制執行からの免除を認めたのである¹¹⁶⁾。

こうした財産に強制執行からの免除が認められるのは、国家が行う活動に影響を及ぼさないようにすることが根拠となってきた。これは、歴史的な沿革が異なるものの、「外交免除」と類似している。外交免除の根拠としては、使節団や外交官は派遣国の名誉や威厳を体現しているから免除が認められるとする「代表説」と、職務の能率的な遂行を確保するために免除が認められるという「機能的必要説」が有力であり、外交関係条約は両説を折衷している。国家財産に対する強制執行からの免除の場合、国家の外交活動や軍事活動を阻害しないために免除が認められているのであり、まさに「機能的必要説」といえる。すなわち、主権免除でも外交免除でも、国家の活動のなかでも主権的権限の行使に関わるもの、特に軍事活動および外交活動を阻害しないことが重視されてきたのである。それゆえ、財産の「使用目的」が国家の軍事活動または外交活動のためである場合、もしくは、軍事活動や外交活動ではないにしても、国家の主権的権限の行使に関わる場合に、強制執行からの免除が認められてきたと理解できるのではないか。もっとも、国家の主権的権限を行使する活動にとって中核となる財産以外の財産にどこまで強制執行からの免除が認められるかということまで解決できたわけではない。従って、少なくとも使用目的が「主権的権限の行使に関わる」のであれば強制執行からの免除を認めなければならない

いという一般的な基準は国際法上の規則として確立しているといえるものの、その具体的な適用は、上記の中核的な財産を除いて、なお個々に検討されなければならないというのが現状といえる。

第2節 使用目的による免除決定における「使用」の時間的範囲

執行対象財産が国家の主権的権限の行使に関わる目的で使用されているのであれば強制執行からの免除を認めなければならないことが確立しているとしても、もう一つの問題が生じる。財産の「使用」という場合の時間的範囲である。すなわち、強制執行が開始される時点で主権的権限の行使に関わる目的で使用されている財産が免除されるにせよ、将来そうした目的で使用される予定がある財産にも免除を認めるかどうか、という問題である。例えば、通常は旅客用に使用されている民間航空機であっても、軍事上の物資運搬のために翌週使用されることが予定されている場合には強制執行から免除されるかどうかということである。

もちろん、執行対象財産が強制執行開始時点で国家の主権的権限の行使に関わる目的で使用されているのであれば、免除は認められるかもしれない¹¹⁷⁾。この点について、フィリピン大使館事件でドイツ連邦裁判所は、「各国の国家実行に相違はあるが、少なくとも、強制執行が開始される時点で外国国家の主権的目的のために現在使用されている財産は執行対象にはならない点では一致している」としていた¹¹⁸⁾。

それでは、将来に使用することが予定されている場合にはどうなのであろうか。確かに、財産が強制執行の開始前には主権的権限の行使に関わらない目的で使用されていて、今後予定される執行を回避するためだけに、主権的権限の行使に関わる使用目的を付加したような場合にまで免除が認められるとはいえないであろう。米国法第1610条 a 項(2)は「訴訟の基礎になっている商業活動の目的のために、現在使用されている財産、または過去に使用された財産」には免除を認めないとしているが、将来使用されうる財産については規定をおいていない。同条の立法過程が示しているのは、

主権的権限の行使に関わる目的で使用される財産であっても、強制執行を回避しようとして、主権的ではない使用目的を覆い隠すために主権的な目的がただ付加されたというような場合には免除を認めないということである¹¹⁹⁾。もし、このような回避を認めてしまえば、国家は「後日」の主権的権限の行使に関わるということだけで、「以前」に私人と同じ立場で遂行した行動により生じた結果から逃れられることになってしまう。それゆえ、強制執行開始時点で主権的な目的で使用されていない財産は、近い将来、主権的な目的で使用されるということが主張されたとしても、強制執行からの免除が認められるわけではないというのが米国の立法過程からの示唆である。

しかしながら、たとえ執行対象財産が主権的に使用されることが予定されているという主張だけで強制執行からの免除を認める国際法上の義務はないとしても、主権的な目的で使用するが財産の性質からみて確実な場合、すなわち、現在のところ主権的な目的のみに使用されていないが、主権的な目的での使用が明確に推定できる財産に免除が認められるかどうかという問題はなお残る。前述のフィリピン大使館事件判決は、「派遣国が接受国内の銀行で開設する当座預金を通じて、大使館の費用や支出の清算することは派遣国の継続的な外交任務の遂行に直接関わる」のであり、「一般国際法上、派遣国の銀行に関する権利で上記のような預金から生じるものは、少なくとも執行措置に関して外交使節団に付与される免除を享有する」ことを認めたとうえで、「派遣国の同意がないにもかかわらず、上記のような預金にある資金の現在、過去、又は将来の使用目的に関して詳細を述べるように接受国の執行当局が派遣国に要求すれば、干渉を構成し、国際法に反する」とした¹²⁰⁾。従って、将来の使用目的を確定できないと述べただけであり、強制執行が開始される時点では使用目的が「主権的」ではないが、将来、「主権的」な目的で使用されることが明確に確定できる場合に免除が認められるかどうかということには言明していないのである。

この点、英国法は「商業目的で使用することが予定されている財産」に

免除を認めている。英国に駐在していたコロンビアの外交使節団名義の銀行預金に対して強制執行が求められた事件に関する英国貴族院1984年判決でディプロック卿（Lord Diplock）は、執行対象となっている銀行預金が主権の権限を行使するために使用される旨の文書が外交使節団の長により提出されれば免除が認められるとした¹²¹⁾。つまり、現在の使用目的ではなく、将来の使用目的であっても、主権的な権限を行使するために使用されるという「事実」を回答するだけで免除が認められる¹²²⁾。スイスの場合は、英国のような文書提出による証明ではなく、予定が立証されれば、免除を認めている。先述した1966年判決ではイタリア国営鉄道が保有する「欧州鉄道車両金融会社」の株式に対する強制執行が求められたが、この株式そのものは強制執行開始時点で「イタリアが果たすべき公的任務の遂行のために」使用されていたわけではなかったが、「欧州鉄道車両金融会社」への出資により将来的にイタリア国内の鉄道事情を改善するという「公的任務の遂行のために割り当てられている」ことが立証されたとして免除が認められたのである¹²³⁾。

一方、フランスの1984年判決は執行対象財産が「経済的活動または商業的活動のために割り当てられている」場合には免除が否定されると判示していたが、これは執行対象財産が請求の原因となる経済的活動または商業的活動に割り当てられているかどうかということにより免除決定することを示していた¹²⁴⁾。すなわち、将来の使用ではなく、訴訟の原因となった外国国家の活動のために使用されていたかどうかということが問題であり、過去の使用を問題にしている。その意味では米国法に類似している。

以上のことをまとめると、強制執行開始時点で使用目的が「主権の権限の行使に関わる」目的で使用されている財産については強制執行からの免除が認められることが国際法として確立しているのに対して、「主権の権限の行使に関わる」目的で将来的に使用することが予定されている財産については、免除を認める傾向は確認できるものの、法廷地国の裁量を規制する国際法として必ず免除しなければならないという義務までは見いだす

ことができないのである。

第3章 強制執行から免除される財産の明確化と 国際法の限界

第1節 使用目的による免除決定から生じる不都合

強制執行開始時点で使用目的が「主権的権限の行使に関わる」目的で使用されている財産については強制執行からの免除が認められることは国際法として確立しているとしても、第一の問題は、国家のどのような活動のために使用されるのかということが明確ではない財産が存在することである。それは、銀行預金である。銀行預金は、性質上、使用目的を確定することが困難である。銀行預金は商業目的のためだけでなく、同時に「国家の主権的権限の行使」のためにも維持されていることが多く、「混合預金(mixed account)」ともよばれる。このような銀行預金に対する強制執行には困難が伴う。というのは、財産の性格という点からみれば国家の銀行預金というだけでただちに、商業的な財産であって、国家の主権的権限の行使とは関係ないというようには理解されていないからである。また、単に将来、国家の主権的権限の行使のために使用されるかもしれない、ということだけで免除を認められるわけでもないからである¹²⁵⁾。さらに、銀行預金の将来的な使用を確定するのは困難である。軍艦のようにその性質上、他の使用目的に転用されることがほとんど想定できないのであればともかく、特に国家名義の銀行預金が将来異なる目的で使用されることは容易に想定できる。イタリア国営鉄道が保有する「欧州鉄道車両金融会社」の株式とは異なるのである。

この点、フランスの1969年破棄院判決では預金されている資金が「公的」に使用されるかもしれないという単なる可能性だけで免除を与えることは正当化できないとしていたが¹²⁶⁾、ドイツのフィリピン大使館事件判決は、「派遣国の同意がないにもかかわらず、上記のような預金にある資

金の現在、過去、又は将来の使用目的に関して詳細を述べるように接受国の執行当局が派遣国に要求すれば、干渉を構成し、国際法に反する」として、将来的に外交任務の遂行以外の目的で使用されるかもしれないが、銀行預金の将来の使用目的を調査することはできない以上、強制執行が開始される時点で使用目的が「主権的」であれば免除が認められると判示した¹²⁷⁾。スペイン憲法裁判所1992年判決¹²⁸⁾、オーストリア最高裁判所1986年判決¹²⁹⁾も、強制執行から免除される財産を限定しながらも、銀行預金の使用目的を確定することは困難であるとして銀行預金について免除を認めている。前述の英国貴族院1984年判決のように、主権的権限の行使に関わる目的で使用する旨の文書による証明をもって自動的に免除を認めるわけではないにせよ、外国国家名義あるいは外交使節団名義の預金には、その使用目的を確定するのが困難なゆえに免除を認める実行が多いのである。

第二に、中央銀行名義の銀行預金に強制執行からの免除が認められるかどうかは明確ではない。確かに、近年、中央銀行が所有している財産にはすべて強制執行からの免除を認める国家実行があらわれはじめた。米国法¹³¹⁾や英国法¹³²⁾では、中央銀行が所有している財産であるというだけで、強制執行からの免除が認められている。また、中央銀行が所有する財産に強制執行からの免除を認める規定は ILC 第二読草案にもみられる。しかしながら、英国法や米国法の規定が置かれたのは、米国や英国が国際的な金融取引の中心地となっており、多くの国の中央銀行が米国や英国の銀行に資金を預けているという事情を背景にしていた¹³³⁾。さらに、ILC 第二読草案の場合、中央銀行名義の銀行預金に強制執行からの免除を与えることは発展途上国の利益にも適っていたのである。つまり、発展途上国が自国領域外に置いている財産といえば、外交目的で使用される財産が中央銀行の財産が中心であり、特に制限免除主義を採用する国に所在している中央銀行の預金について、途上国は強制執行からの免除が認められることを望んだのである¹³⁴⁾。従って、ILC 第二読草案や国内法の規定が存在するからといって、中央銀行が所有している財産であるということのみで特別

の保護を与えようということが国際法規則として確立しているとまではいえないのである¹³⁵⁾。

むしろ、従来の国内判例では中央銀行の財産に強制執行からの免除が認められないことが多かった。ドイツのフランクフルト地方裁判所1975年判決ではナイジェリア中央銀行名義の銀行預金に対する保全処分が認められた¹³⁶⁾。英国控訴院もナイジェリア中央銀行名義の銀行預金に対して保全処分を認めた¹³⁷⁾。スイスの1985年判決は、リビア中央銀行名義の銀行預金について「外国国家および外国中央銀行の財産がすべて自動的に主権的任務の遂行に割り当てられるということとはできない」として免除を否定した¹³⁸⁾。フランスの1971年判決ではベトナム外国貿易銀行名義の銀行預金に対する強制執行が求められたが、執行対象財産の「性質に注目することにより強制執行は検討される必要があり、被告国の外交活動に直接的な影響があることが完全に認められなければ、強制執行は正当化されうる」としていた¹³⁹⁾。すなわち、以上の国内判例をみる限り、中央銀行の財産に強制執行からの免除を認めた例はないが、それは、中央銀行の財産に対して強制執行を行った場合に国家が主権的権限を行使する活動に影響が出るということが明らかではなかったからである。反対に、もし、強制執行を行った場合に国家が主権的権限を行使する活動に影響が出るということが明らかであれば、中央銀行が所有する財産であっても、強制執行からの免除が認められなければならないということを判示しているのである。従って、中央銀行が所有する財産すべてに免除を認めようとする国内法もあるが、それは各国の政策的な配慮によるものであり、国際法の確立した規則として強制執行から免除することを法廷地国に義務づけているわけではない。つまり、執行対象財産が強制執行開始時点で国家の主権的権限の行使に関わる目的で使用されているかということが免除を認める決定的であるという点は確かであるとしても、国家名義や中央銀行名義の銀行預金という混合する目的を有している財産については一律に免除を認めなければならないという規則までは存在していないのである。

第2節 法典化における財産の性質による使用目的特定の意義

各国の主権免除法は、強制執行からの免除に関する一般規則とは別に、強制執行することができない財産を特定することがある。例えば、米国法では、外交財産や軍事財産とともに、中央銀行が所有している財産であれば、強制執行からの免除が認められる。英国法も中央銀行の財産に特別の保護を与えている。また、ILC 第二読草案第19条1項^(a)は、「当該国の外交使節団又はその領事機関、特別使節団、国際機構への使節団、又は、国際機構の機関又は国際会議への代表団のために使用し、又は使用する予定があるあらゆる銀行預金を含む財産」を、「政府の非商業目的以外で当該国が特定して使用し、又は使用する予定がある財産であるとはみなされない」とする。さらに、「軍事的性格を有している財産、又は、軍事目的で使用される財産もしくは軍事目的で使用される予定がある財産」（同項^(b)）および中央銀行が所有する財産（同項^(c)）、「文化遺産に属する財産権又は公文書に属する財産であり、かつ、販売に供されない財産又は販売に供されることが予定されていない財産」（同項^(d)）、「科学的、文化的又は歴史的重要性を有するものの展示に属する財産であり、かつ、販売に供されない財産又は販売に供されることが予定されていない財産」（同項^(e)）も「政府の非商業目的以外で当該国が特定して使用し、又は使用する予定がある財産とはみなされない」と規定する。

このうち、第19条1項^(b)にいう「軍事目的で使用される」財産および「軍事的性質を有している」財産のうち、とりわけ、軍艦が強制執行から免除されることは十分に確立している。エクステンジ号事件では軍艦について裁判権からの免除を認められた。パルルマンベルジュ号事件では、軍艦と同じ扱いを受けることが英国とベルギーの間の二国間条約で規定されていた郵便船について裁判権からの免除を認められた。それゆえ、軍艦が強制執行から免除されるかどうかということに2つの事件が直接答えるわけではないが、裁判権の行使すら差し控えられたこと、そして、主権免除規則を形成した初期の国内判例が軍艦に関する事例が中心であったこと

を考えると、軍艦が他の使用目的に転用できないという構造上特殊な「性質」ゆえに、他の船舶とは別の扱いを受けて、裁判権からも強制執行からも免除されることが後に確立したと考えられるのではないか。さらに、軍艦の場合、他国の軍艦に管轄権を行使すれば、自国の軍艦に対しても管轄権が行使されることは容易に想像できることであり、互いの港に軍艦が入港することは不可能になるであろう。互いに軍艦に免除を与えあうことで、自国の軍艦が外国に干渉されることなく運航できるという共通の利益が確保されるのである¹⁴⁰⁾。

また、軍艦に限らず、軍事目的に使用されている財産も強制執行から免除されると考えられる。例えば、ILC 第二読草案では、「軍事的性格を有している財産、又は、軍事目的で使用される財産もしくは軍事目的で使用する予定がある財産」を「商業目的で使用される」財産とはみなしてはならないことを規定している。米国法にいう「軍事目的で使用される財産」には、軍艦や軍用航空機だけでなく、戦車、弾薬を含むその他の武器、軍用輸送機、軍用輸送船、軍事情報の伝達用機器、兵士に対する補給および軍事作戦の実施のための物資も含まれる¹⁴¹⁾。つまり、軍艦その他の軍事的財産はたとえ商業目的で利用されていようと、必ず免除を認めるのである。

こうした規定が ILC 第二読草案に組み込まれたのは、この特別のカテゴリーに含まれる財産が「実際には政府の非商業目的で使用されていない」という反対解釈を封じるためであった¹⁴²⁾。しかし、第一読の特別報告者であったスチャリトクルがこうした規定を挿入したのは、契約等で事前に強制執行からの免除を放棄する際に、特に途上国が「誤解」により外交財産や中央銀行の財産について強制執行からの免除を放棄してしまう場合があるため、それを避けようとしたからである¹⁴³⁾。この提案に対しては、たとえ途上国であってもそうした「誤解」あるいは「詐欺」にあうことは想定できないという批判だけでなく、外交目的で使用される財産や中央銀行が所有する財産を強制執行できない特別のカテゴリーの財産として規定すれば、たとえ同意があった場合でも強制執行ができなくなるので、

新たな「強行規範（*jus cogens*）」を作ることになるという批判があった。そこで、スチャリトクルは、「強行規範」を作る意図はなかったとして、条文を修正した¹⁴⁴⁾。つまり、たとえ財産を所有している国家が同意したとしても強制執行から免除するという趣旨ではなく、どのような財産が「政府の非商業目的で使用される」財産なのかといことを例示しようとしたのである。

この点について、コスナルド（Michel Cosnard）は、財産の「使用目的」を基準にして強制執行からの免除が認められてきたことについて、強制執行からの免除の制度が発展してきたために国家財産を強制執行から免除するという制度に代わって、強制執行が禁止される財産に関する制度が確立してきていると評価する。コスナルドによれば、国家の強制執行からの免除が経験した変化は、主権免除としての国家財産の強制執行からの免除の概念が消えたことを示しているのである。というのも、強制執行からの免除の享有主体は国家自身であるが、判例や学説により、強制執行からの免除は財産の「使用目的」により免除決定されることが確立したために、免除を享有している主体である国家という人格は必要なくなり、「国家に対して下された裁判所の判決を自動的に執行することが難しいままであるのは、もはや国家が強制執行からの免除を有していることが原因ではなく、国家財産に対する強制執行を禁止する制度のためである」という¹⁴⁵⁾。

確かに、国内法上、私人の財産であっても、生活に不可欠な財産に対しては強制執行が禁止されている場合がある。しかしながら、ILCの議論を見る限り、強制執行が禁止される財産に関する制度が確立したとまではいえないのではないかと。むしろ、フィリピン大使館名義の銀行預金に関するドイツの1977年判決やスイスの1990年判決、ベルギーの1995年判決などが示しているように、強制執行開始時点で国家の主権的権限の行使のために使用されている財産には強制執行からの免除を認めることは十分確立しているとはいえ、具体的な事例に適用する際には財産の使用目的を確定するのが困難な場合があるので、あくまでも使用目的による免除決定を機能さ

せるために、国内法の制定時や国際法の法典化作業において使用目的の「みなし」が行われているといえよう。

確かに、免除決定基準が不明確であることを背景に、強制執行禁止財産を特定しようとする近年の法典化では、中央銀行が所有する財産や文化遺産に絶対的に近い免除を認めようとする傾向はある。例えば、中央銀行の財産について ILC の第一読で特別報告者であったスチャリトクルは、「通貨に関する目的」で使用される中央銀行の財産にのみ強制執行からの免除を限定しようとしたが、このスチャリトクル案は第一読草案に採用されなかった¹⁴⁶⁾。その結果、ILC 第二読草案では、中央銀行が所有する財産には絶対的な免除が与えられることになった。しかし、中央銀行が所有するすべての財産に免除が認められることになったからといって、執行対象財産の「所有」が免除決定にとって重要な要素であるということまで意味するわけではない。「所有」による免除決定は容易に絶対免除主義と結びつく。国際法上、強制執行からの免除は、執行対象財産の使用目的のみにより免除決定される以上、強制執行から免除される財産を特定することは、使用目的の「みなし」という形で行われなければならない。

以上をまとめると、強制執行からの免除は財産の「使用目的」により決定されるのであり、その際、「使用目的」が国家の軍事活動または外交活動のためであるかどうか、また、軍事活動や外交活動とは直接関わらなくても、国家の主権的権限の行使のためであるかどうかということにより決定されるというのが現行の国際法規則であるといえる。近年の法典化の流れのなかで、強制執行から免除される財産が特定されつつあるが、それはあくまでも使用目的の「みなし」が行われているのである。

お わ り に

国家財産に対する強制執行からの免除については、国家の主権的権限の行使に関わる目的で現在使用されている財産には強制執行からの免除が認

められるというのが各国の実行の最大限一致する点であった。他方、強制執行から免除される財産は必ずしも国家が「所有」する財産である必要はない。従って、執行対象財産の「使用目的」により免除を決定することで国家実行は一致しており、他国の主権的活動を害さないために、使用目的が主権的権限の行使に関わる財産については強制執行から免除することが法廷地国に国際法上要求されているのである。

しかしながら、この「使用目的」による免除決定には限界があることも確認された。第一に、銀行預金のように、複数の使用目的が混在しているために使用目的を特定できない財産が存在していること、第二に、現在主権的権限の行使に関わる目的で使用されていないが、将来に主権的権限の行使に関わる目的で使用されることが確定している財産に対する強制執行が可能かどうかということについて、慣習国際法の成立を認めるほどに十分な実行が存在していないことである。それゆえ、国内裁判所は個々の事例ごとに具体的な使用目的を判断せざるをえない。しかしながら、国内裁判所における具体的な免除決定を国際法が規制する範囲は拡大するかもしれない¹⁴⁷⁾。使用目的による免除決定を基盤としながら、国際法の法典化作業で使用目的の「みなし」が行われているからである。

もっとも、以上の検討で国際法上の強制執行からの免除のすべての側面が検討されたわけではない。というのは、かつては裁判権免除に関する実行の中心は国家による契約不履行をめぐる訴訟であったが、近年ではこうした契約訴訟における裁判権免除よりも、労働契約をめぐる訴訟や不法行為訴訟における裁判権免除が議論の焦点になりつつある。この変化は強制執行からの免除にも無縁ではない。本稿が対象とした国家財産に対する国内裁判所の訴訟手続における強制執行からの免除にとどまらない問題が生じているからである。一つは、契約をめぐる紛争が国家と私人の間の仲裁手続に付されることにより、その間の仲裁判断の強制執行から国家財産が免除されるかどうかという問題である。もう一つは、横田基地事件における米国に対する差止請求のように、外国国家に対して作為または不作為を

強制することができるかという問題である。これらの問題の検討は別稿に譲るが、前者については、訴訟手続に関する本稿の検討が仲裁判断の強制執行に関する問題にも妥当するかという観点から検討できるはずであり、また、後者については、財産に対する強制執行と国家そのものに対する強制を比較することにより、国際法上の強制執行からの免除の全貌を解明できるはずである。

- 1) 太寿堂鼎「国際法における国家の裁判権免除」『法学論叢』68巻5・6号, 106-129頁(1961年)
- 2) 裁判権免除については、「各国の実行から、絶対免除主義が国際慣習法上の規則として、確立していたという結論は引き出し難い」といえる。箕刃勲「国際法における国家裁判免除の歴史的展開(二)」『北大法学論集』第40巻2号, 422頁(1989年)。英米法系諸国では絶対免除主義を慣習国際法上の規則であると誤って信じていたがゆえに、制限免除主義は慣習国際法上の新たな規則とみなされたという理解は極めて説得的である。Michael Byers, *Custom, Power and the Power of Rules*, p. 114 (1999).
- 3) 制限免除主義が慣習国際法として確立するに至ったかについて、日本では学説が分かれている。山本草二『国際法〔新版〕』, 254頁(1994年)。新堂幸司・小島武司編『注釈民事訴訟法(1)』, 96頁(1991年)[道垣内正人執筆]。一方、日本の判例では制限免除主義が広がりつつある。とりわけ2002年の横田基地夜間飛行差止等請求事件最高裁判決(最判平成14年4月12日)は、「絶対免除主義を採る大審院の判例を実質的に変更し、制限免除主義への途を開いた」という(『判例時報』1786号, 44頁)。この判決は判例変更を明示したわけではないが、「判例の実質的変更」という理解を全面的に否定する評釈も存在しない。薬師寺公夫「在日米軍の飛行訓練と国家の裁判権免除」『2002年度重要判例解説』(ジュリスト1246号), 257-259頁(2003年)。
- 4) 本稿は「財産に対する強制執行」を検討する。国家に対する作為または不作為の強制は扱わない。「財産に対する強制執行」には、特に断らない限り、「判決前の保全処分」も含む。「仲裁判断の強制執行」については別稿に譲る。
- 5) Ian Brownlie, Definitive Report, Contemporary Problems concerning the Jurisdictional Immunity of States, *Annuaire de l'Institut de Droit International*, vol. 62-I, p. 88 (1987).
- 6) Commentary to the ILC Draft Articles, Article 18, U. N. Doc. A/46/10, *Yearbook of International Law Commission* (hereinafter cited as *YbILC*), 1991-II, Part 2, p. 56.
- 7) James Crawford, Execution of Judgements and Foreign Sovereign Immunity, *American Journal of International Law*, vol. 75, p. 860 (1981).
- 8) Sir Robert Jennings and Sir Arthur Watts, *Oppenheim's International Law* (9th ed.), p. 351 (1992).
- 9) Hazel Fox, *The Law of State Immunity*, p. 399 (2002).

- 10) 太寿堂鼎「主権免除をめぐる最近の動向」『法学論叢』第94巻5・6号, 169頁(1974年)。
- 11) 横溝大「国内に所在する外国国家財産に対する執行について」『金沢法学』43巻2号, 174-175頁(2000年)。
- 12) 山本, 前掲注3), 263頁。Crawford, *supra* note 7, p. 858.
- 13) Hersch Lauterpacht, The Problem of Jurisdictional Immunities of Foreign States, *British Year Book of International Law*, vol. 28, pp. 242-243 (1951).
- 14) Kingdom of Greece v. Julius Bär & Co., 1956, *International Law Reports* (hereinafter cited as *ILR*), vol. 23, p. 198.
- 15) United Arab Republic v. Mrs. X, 1960, *ILR*, vol. 65, p. 385; Banque Centrale de la République de Turquie v. Weston Compagnie de Finance et d'Investissement SA, 1978, *id.*, p. 417; Banque Commerciale Arabe SA, 1977, *id.*, p. 412; Arab Republic of Egypt v. Cinetelevision International, 1979, *id.*, p. 425.
- 16) New York and Cuba M. S. S. Co. v. Republic of Korea, 1955, 132 F. Supp. 684, pp. 685-686. Leo M. Drachler, Some Observations on the Current Status of the Tate Letter, *American Journal of International Law*, vol. 54, p. 797 (1960).
- 17) Brownlie, *supra* note 6, pp. 88-89.
- 18) Ian Sinclair, The Law of Sovereign Immunity, *Recueil des Cours*, vol. 167 (1980-II), p. 219.
- 19) ILC は第1会期(1949年)において、「国家及び国家財産の管轄権免除」を法典化の対象となる主題として選んでいた。YbILC, 1949, p. 281。しかし、ILC が作業を開始するのは1979年である。U. N. Doc. A/33/10, para. 179。法典化の経緯について、広部和也「国家免除条約草案の意義と問題点」『国際法外交雑誌』94巻1号, 1頁(1998年)。
- 20) Sompong Sucharitkul, 7th Report, U. N. Doc. A/CN.4/388.
- 21) Draft Articles on Jurisdictional Immunities of States and Their Property, reprinted in *International Legal Materials* (hereinafter cited as *ILM*), vol. 30, pp. 1565-1574.
- 22) Kingdom of Spain v. Company X SA, 1986, *ILR*, vol. 82, pp. 44-45.
- 23) Z v. Geneva Supervisory Authority for the Enforcement of Debts and Bankruptcy, 1990, *ILR*, vol. 102, p. 205.
- 24) Lauterpacht, *supra* note 13, p. 243.
- 25) Crawford, *supra* note 7, p. 860. Fox, *supra* note 9, pp. 374-375.
- 26) Sir Robert Jennings and Sir Arthur Watts, *supra* note 8, pp. 350-351.
- 27) Lord Atkin, Compania Naviera Vascongado v. Steamship Cristina, [1938] A. C. 485, p. 490.
- 28) Lord Thankerton, *id.*, p. 493.
- 29) Sucharitkul, 2nd Report, U. N. Doc. A/CN.4/331 and ADD. 1, p. 205, para. 26.
- 30) Sucharitkul, YbILC, 1981-I, p. 56, para. 3.
- 31) Commentary to the ILC Draft Articles provisionally adopted on first reading, Article 21, YbILC, 1986-II, Part 2, p. 18.
- 32) Ogiso Motoo, 3rd Report, U. N. Doc. A/CN. 4/431, p. 36 (1990).
- 33) Tomuschat, YbILC, 1990-I, p. 68, para. 41.
- 34) Article 2 in the Draft, Report of the Ad Hoc Committee on Jurisdictional Immunities of

- States and Their Property, 4-14 February 2002, U. N. Doc. A/57/22, p. 3.
- 35) State Immunity Act, 1979, reprinted in *Materials on Jurisdictional Immunities of States and Their Property* (United Nations Legislative Series), U. N. Doc. ST/LEG/SER. B/20, p. 32.
 - 36) Foreign Sovereign Immunity Act, 1981, *id.*, p. 39.
 - 37) State Immunity Ordinance, 1981, *id.*, p. 25.
 - 38) State Immunity Act, 1982, reprinted in *ILM*, vol. 21, p. 798.
 - 39) Foreign States Immunities Act, 1985, Section 32 (1), reprinted in *ILM*, vol. 25, p. 715.
 - 40) Australian Law Reform Commission, Foreign State Immunity (Report No. 24), p. 84, para. 138 (1984).
 - 41) Congressional Committee Report on the Jurisdiction of United States Courts in Suits against Foreign States, reprinted in *ILM*, vol. 15, pp. 1413-1414.
 - 42) Christoph H. Schreuer, *State Immunity: Some Recent Developments*, p. 142 (1988).
 - 43) 絶対免除主義を主張したソ連及び社会主義諸国の多数が崩壊したとはいえ、中国が「一貫した反対国」として、国際法上、国家財産は強制執行から絶対的に免除されると主張する可能性はある。柴田明穂『「一貫した反対国」の法理再考』『岡山大学法学会雑誌』46巻2号、367頁(1997年)。
 - 44) Ushakov, *YbILC*, 1985-I, p. 257, para. 9.
 - 45) G. G. Fitzmaurice, State Immunity from Proceedings in Foreign Courts, *British Year Book of International Law*, vol. 14, p. 120 (1933).
 - 46) Oppenheim, *International Law*, 8th ed., vol. 1, p. 264 (1955). 太寿堂鼎「主権免除」国際法学会編『国際関係法辞典』, 407頁(1995年)。杉原高嶺他『現代国際法講義』, 85頁(1995年)[高田映執筆]。
 - 47) Commentary to Article 21, *YbILC*, 1986-II, Part 2, p. 17.
 - 48) 11. U. S. (7 Cranch) 116, 3L. ed., p. 287.
 - 49) 太寿堂, 前掲注1), 132頁。
 - 50) Parlement Belge case, [1879-1880] 5 P. D. (Probate, Divorce and Admiralty Division), p. 203.
 - 51) D. Earnshaw and others v. United States, *RIAA*, vol. 6, p. 162. 安藤仁介「ザファイロ号事件」田畑茂二郎・竹本正幸・松井芳郎編『判例国際法』, 336頁(2000年)。
 - 52) Pesaro case, 277 Fed. Rep. 473, p. 481.
 - 53) D. Earnshaw and others v. United States, *supra* note 51, p. 160.
 - 54) Foreign Sovereign Immunity Act, 1976, Section 1610 (a) (1), reprinted in *ILM*, vol. 15, p. 1393. 本間浩「1976年主権免除法」『外国の立法』17巻2号、65-81頁(1978年)。
 - 55) Dessedjian and Schreuer, Le projet d'Articles de la Commission du Droit International des Nations Unies sur les immunités des États, *Revue général de droit international public*, vol. 96, p. 332 (1992). なお、執行対象財産が「訴訟手続を提起された国の機関又は外部機関と関係がある」かどうかという基準は主権免除の問題ではない。Michael Byers, State Immunity: Article 18 of the International Law Commission's Draft, *International and Comparative Law Quarterly*, vol. 44, pp. 882-893 (1995).

国際法上の国家財産に対する強制執行からの免除（松井）

- 56) Tomuschat, *YbILC*, 1990-I, p. 68, para. 42.
- 57) Congressional Committee Report, *supra* note 41, p. 1413.
- 58) Section by Section Analysis, reprinted in *ILM*, vol. 12, p. 114.
- 59) 太寿堂, 前掲注10), 188-189頁。
- 60) Schreuer, *supra* note 42, p. 130; Helmut Damian, *Staatenimmunität und Gerichtszwang*, pp. 188-190 (1985).
- 61) Fox, *supra* note 9, pp. 409-410.
- 62) Restatement of the Foreign Relations Law of the United States, 3rd ed., p. 435 (1987). アメリカ対外関係法リステイメント研究会「アメリカ対外関係法第三リステイメント(八)」『国際法外交雑誌』90巻1号, 73頁。Replies received from Japan, U. N. Doc. A/56/291/Add. 2, p. 3, paras. 9-10.
- 63) Seidl-Hohenveldern, Neue Entwicklungen im Recht der staatenimmunität, in *Festschrift Günther Beitzke*, p. 1097 (1979).
- 64) State Immunity Act, 1978, Section 13 (2) a, (3), *ILM*, vol. 17, p. 1123 (1978). Rosalyn Higgins, Execution of State Property: United Kingdom Practice, *Netherlands Yearbook of International Law*, vol. 10, p. 49 (1979). 山崎公士「1978年国家免除法」『外国の立法』第18巻6号, 301-313頁(1979年)。
- 65) State Immunity Ordinance, 1981, *supra* note 35 p. 25.
- 66) State Immunity Act, 1982, reprinted in *ILM*, vol. 21, p. 798.
- 67) Commentary to Article 18, *YbILC*, 1991-II, Part 2, p. 56.
- 68) Report of the Working Group on Jurisdictional Immunities of States and their Property, U. N. Doc. A/CN. 4/L. 576, paras. 126-128.
- 69) U. N. Doc. A/C. 6/55/L. 12, paras. 53-83.
- 70) Article 18 and 19 in the Draft, Report of the Ad Hoc Committee on Jurisdictional Immunities of States and Their Property, 24-28 February 2003, U. N. Doc. A/58/22, pp. 10-11.
- 71) Congressional Committee Report, *supra* note 41, p. 1412.
- 72) *Hansard*, House of Lords, 5th series, vol. 389, col. 1526 (1978).
- 73) *Hansard*, House of Commons, 5th series, vol. 949, col. 4176 (1978).
- 74) *Hansard*, House of Lords, 5th series, vol. 389, col. 1527 (1978).
- 75) *Id.*, col. 1937.
- 76) 「裁判所の管轄内に被告の財産があり, 訴訟の結果, 原告が勝訴して金銭による給付判決を得る可能性が高く, かつ被告が財産を管轄外に持ち出すおそれがある場合に認められる仮差止命令で, 被告に当該財産の処分や持ち出しを禁止するもの」を指す。田中英夫他編『BASIC 英米法辞典』, 115頁(1993年)。この処分が初めて認められたのが *Mareva Compania Naviera S. A. v. International Bulk Carriers Ltd.*, *Lloyd's Law Reports* [1975], vol. 2, p. 509 であることに由来している。
- 77) *Trendtex Trading Co. v. Central Bank of Nigeria*, 1977, *ILR*, vol. 61, p. 135.
- 78) D. J. Harris, *Cases and Materials on International Law* (5th ed.), pp. 330, 335 (1998).
- 79) Crawford, *supra* note 7, p. 868.

- 80) Nonresident petitioner v. Central Bank of Nigeria, 1975, *ILR*, vol. 65, p. 131.
- 81) Philippine Embassy Bank Account case, 1977, *id.*, p. 166.
- 82) National Iranian Oil Company Revenues From Oil Sales, 1983, *id.*, p. 215.
- 83) Kingdom of Spain v. Company X SA, *supra* note 22, p. 41.
- 84) Australian Law Reform Commission, *supra* note 40, p. 71, para. 119.
- 85) Crawford, *supra* note 7, pp. 868-869; Schreuer, *supra* note 42, pp. 162-163.
- 86) Sucharitkul, *State Immunities and Trading Activities in International Law*, p. 350 (1959).
- 87) Leo J. Bouchez, The Nature and Scope of State Immunity from Jurisdiction and Execution, *Netherlands Yearbook of International Law*, vol. 10, pp. 18-19 (1979).
- 88) Lauterpacht, *supra* note 16, p. 243.
- 89) L. Condorelli and L. Sbolci, Measures of Execution against the Property of Foreign States: the Law and Practice in Italy, *Netherlands Yearbook of International Law*, vol. 10, pp. 202-209 (1979).
- 90) Condor and Filvem v. Minister of Justice, 1992, *ILR*, vol. 101, pp. 400-406.
- 91) Fox, *supra* note 9, p. 399.
- 92) Lord Thankerton, *supra* note 27, p. 493.
- 93) Philippine Embassy case, *supra* note 81, pp. 184-185.
- 94) National Iranian Oil Company Revenues From Oil Sales, *supra* note 82, p. 215.
- 95) Kingdom of Greece v. Julius Bär & Co., *supra* note 14, p. 199.
- 96) United Arab Republic v. Mrs. X, 1960, *supra* note 15, p. 402.
- 97) Italian Republic, Italian Ministry of Transport and Italian State Railways v. Beta Holding SA, 1966, *ILR*, vol. 65, pp. 402-403.
- 98) Libyan Arab Socialist People's Jamahiriya v. Actimon SA, 1985, *ILR*, vol. 82, pp. 35-36.
- 99) Kingdom of Spain v. Company X SA, 1986, *ILR*, vol. 82, pp. 44-45.
- 100) Z v. Geneva Supervisory Authority for the Enforcement of Debts and Bankruptcy, *supra* note 23, p. 102.
- 101) Zaire v. D'Hoop and another, 1995, *ILR*, vol. 106, p. 296. Iraq v. Dumez, 1995, *ILR*, vol. 106, pp. 290-291.
- 102) Leasing West GmbH v. People's Democratic Republic of Algeria, 1986, *ILR*, vol. 106, p. 528.
- 103) Fox, *supra* note 9, p. 399.
- 104) Sucharitkul, *supra* note 86, p. 347.
- 105) 杉原高嶺「政府船舶に関する裁判権免除」『法学論叢』140巻3・4号, 12-15頁(1998年)
- 106) 太寿堂, 前掲注10), 168頁。坂元茂樹「排他的経済水域での沿岸国の同意なき海洋の科学的調査」海洋法制研究会『海洋の科学的調査と海洋法上の問題点』, 59頁(1999年)
- 107) Crawford, *supra* note 7, p. 862.
- 108) Sinclair, The European Convention on State Immunity, *International and Comparative Law Quarterly*, vol. 22, p. 266 (1973).
- 109) Council of Europe, Explanatory Reports on European Convention on State Immunity, para.

- 96 (1972).
- 110) Englander v. Statni Banka Ceskoslovenka, 1969, *ILR*, vol. 52, p. 336.
- 111) Clerget v. Representation Commerciale de la Republic democratique du Vietnam, 1971, *ILR*, vol. 65, pp. 55-56.
- 112) République islamique d'Iran v. Société Eurodif, 1984, *Journal de droit international*, 1984, p. 599.
- 113) Sonatrach v. Migeon, 1985, *Journal de droit international*, 1986, p. 170; Eurodif v. République islamique d'Iran 1989, *Journal de droit international*, 1990-3, p. 1004. ただし, フランス判例は強制執行からの免除を国際私法上の原則として判断してきているといわれる。横溝, 前掲注11), 161-166頁。
- 114) Abbott v. Republic of South Africa, 1992, *ILR*, vol. 113, pp. 419-422.
- 115) Hazel Fox, Enforcement Jurisdiction, Foreign State Property and Diplomatic Immunity, *International and Comparative Law Quarterly*, vol. 34, pp. 125-126 (1985).
- 116) Kingdom of Spain v. Company X SA, *supra* note 14, pp. 44-45.
- 117) Damian, *supra* note 60, p. 178.
- 118) Philippine Embassy case, *supra* note 81, pp. 185-186.
- 119) Congressional Committee Report, *supra* note 41, p. 1413.
- 120) Philippine Embassy case, *supra* note 81 pp. 185-186.
- 121) Alcom Ltd. v. Republic of Colombia, [1984] A. C. 580, p. 607.
- 122) Schreuer, *supra* note 42, pp. 151-155.
- 123) Italian Republic, Italian Ministry of Transport and Italian State Railways v. Beta Holding SA, *supra* note 97, pp. 402-403.
- 124) République islamique d'Iran v. Société Eurodif, 1984, *supra* note 112, p. 600.
- 125) Schreuer, *supra* note 42, p. 149.
- 126) Englander v. Statni Banka Ceskoslovenka, *supra* note 110, p. 336.
- 127) Philippine Embassy case, *supra* note 81 pp. 185-186.
- 128) Abbott v. Republic of South Africa, *supra* note 114, pp. 423-424.
- 129) Leasing West GmbH v. People's Democratic Republic of Algeria, 1986, *ILR*, vol. 106, p. 528.
- 130) Alcom Ltd. v. Republic of Colombia, *supra* note 121 p. 607.
- 131) Foreign Sovereign Immunity Act, Section 1611 (b) (1). E. T. Patrikis, Foreign Central Bank Property: Immunity from Attachment in the United States, *University of Illinois Law Review* 1982, pp. 265-267 (1982).
- 132) U. K. State Immunity Act, Section 14 (4). Higgins, *supra* note 64, p. 49.
- 133) Congressional Committee Report, *supra* note 41, p. 1414.
- 134) *YbILC*, 1985-II, Part. 2, para. 245; U. N. Doc. A/CN. 4/415, pp. 120-125.
- 135) Crawford, International Law and Foreign Sovereigns: Distinguishing Immune Transactions, *British Year Book of International Law*, vol. 54, p. 118 (1983).
- 136) Nonresident petitioner v. Central Bank of Nigeria, *supra* note 80, p. 131.
- 137) Trendtex Trading Co. v. Central Bank of Nigeria, *supra* note 77 p. 135.

- 138) Libyan Arab Socialist People's Jamahiriya v. Actimon SA, *supra* note 98 pp. 35-36.
- 139) Clerget v. Representation Commerciale de la Republic democratique du Vietnam, *supra* note 111, pp. 55-56.
- 140) 松井芳郎「国家管轄権の制約における相互主義の変容」村瀬信也・奥脇直也編『国家管轄権』, 42-47頁(1998年)。
- 141) Congressional Committee Report, *supra* note 41, p. 1414.
- 142) Commentary to Article 19, *YbILC*, 1991-II, Part 2, p. 59.
- 143) Sucharitkul, 7th Report, U. N. Doc. A/CN.4/388 pp. 43-44, para. 117.
- 144) *YbILC*, 1988-II, Part 2, p. 103, para. 519.
- 145) Michel Cosnard, *La Soumission des États aux Tribunaux Internes*, pp. 196-199 (1996).
- 146) *YbILC*, 1988-II, p. 103, para. 520.
- 147) 日本の最高裁判所は横田基地事件判決からも明らかなように、慣習国際法に依拠して主権免除の問題を決定している。薬師寺, 前掲注3), 259頁。